

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 廣瀬建設株式会社
代表者及び住所 大阪府大阪市鶴見区横堤5丁目3番33号
代表取締役 廣瀬 裕美
2. 指名停止措置期間 : 令和7年1月28日から令和7年4月7日まで(10週間)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 廣瀬建設株式会社は令和6年11月15日付けで建設業許可部局(大阪府)より以下の監督処分を受けた。
① 大阪市内の民間発注の工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む川田左官と下請契約を締結したことが、建設業法第28条第3項に該当するとして、大阪府より7日間の営業停止処分を受けた。
② 大阪市内の民間発注の工事において、建設業法第24条の8第1項及び第4項の規定に違反して、当該建設業者の下請負人であるA社、2次下請負人であるB者を施工体制台帳及び施工体系図に記載せず、C社、D者、E社、F社、G社、H社、I社、J者、K社、L者等の当該建設業者の下請負人との下請契約に係る同法第19条第1項及び第2項の規定による書面(請負契約書等)の写しを施工体制台帳に添付せず、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の2第1項第2号チ及び同項第4号チに掲げる事項(いわゆる「作業員名簿」)のうち 一部の下請負人の建設工事に従事する者に関する「社会保険の加入等の状況」などを記載しないなど、施工体制台帳及び施工体系図の一部の作成を怠ったことが、建設業法第28条第1項柱書及び同項第2号に該当するとして、大阪府より指示処分を受けた。
5. 指名停止措置理由 : 廣瀬建設株式会社が建設業法の規定により、監督処分(営業停止7日間及び指示処分)を受けたことは「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止10週間を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 大桐 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)